



れんごう中越地協

第995号2019.3.11
連合中越地域協議会
長岡市東蔵王2-2-68
TEL 0258-24-0515
FAX 0258-24-8930
発行人 矢島 良彦
定価 1部10円
購読料は会費を含む



民間部門・医療部門・公務部門の連絡会開く

事前調査表で、19春季生活闘争方針と組織課題等を意見交換

連合中越地協は、中小共闘センターを発足させ、2月15日(金)午後6時30分から会館青善で、部門連絡会を開催した。

部門連絡会は毎年、民間部門、医療部門、公務部門連絡会を開催している。

今年の連絡会には、連合新潟から筒井副事務局長と桑原副事務局長が参加して、第1部の3部門連絡会が早速はじまった。

民間部門連絡会は、羽賀副議長が座長を務め、9構成組織16組から45名に、桑原



澤副議長を座長に、2構成組織4組合1支部から9名が参加した。第2部は19時30分からは会場を移して、各部門連絡会の報告と合同交流懇親会が行われた。

矢島議長は開会にあたり「2000年以降欧米に比べて、日本の賃金は上がっていない。格差が広がっている。今こそブレイクスルーで突破しよう」と等と挨拶を述べた。続いて、筒井副事務局長は「春闘を盛り上げ、労基法等改正への対応、働く環境が良くなる契機にして行こう」等を述べた。

「ここ数年、朝や夜にジョギングやウォーキングをする人をよく見かけるようになった。連合が取り組んでいる「ワーク・ライフ・バランス」の結果の現れが感じられる。また、医療関係者や健康保険組合などが勧めている「未病」の取り組みの環境であるとも考えられる。ウォーキングやジョギングは健康維持、肥満防止に有効とされている。しかし、歩き過ぎは疲労を残し、故障を誘発するので約7千から1万2千歩程度が理想とされている。かつては「万歩計」と呼ばれていた機器が現在では「歩数計」と呼ばれているのはこの為。健康の為に歩いて身体を壊したのでは本末転倒だ。▼ここまでは本末転倒だ。▼ここまでは本末転倒だ。▼ここまでは本末転倒だ。

次に、各部門連絡報告があり、民間部門は羽賀副議長が「幅広い業種・組織で内容がつかみきれず、懇親会で聞き逃しを聞いてほしい。労働条件を改善しないと人材が確保できない」という会社側の声もある。追い風を活かそう」等を報告した。医療部門は金子幹事が「医療を提供する側と受ける側の関係。人件費、時間外労働等を共有した。色々な意見を連合に集めていこう」と報告した。公務部門は横澤副議長が「民間に賃上げを頑張るってほしい。働き方改革に連して、仕事は増えるが人は少なく『ブラック化』。新規採用の倍

率が必要で必要な職種に人材が集まらない危険がある。サービス残業を組合がしっかり対応する必要を話し合った」と報告。その後、中越地協内で最初に春季生活闘争総決起集会を行う火山見附地区支部長が乾杯。第1部で足りなかった様々な情報等が交換され、番場副議長の閉会あいさつに続いて矢島議長の団結ガンバロウで春闘に臨む心合わせがされた。



Action! 36

3月6日は、36(サブロク)の日でした。

サラリーマン川柳(いい質問 上司にしても 無反応) (できる人 できないことを 押しつける) (帰宅して うがい手洗い 皿洗い) (アレどこだ?アレをコレする あのアレだ!)

副議長 小堺宏彦

東蔵王2 <<No.308>>

ほとんど行っていない。過去には毎朝ジョギングをしていて、必ず膝や足の甲を痛めてしまうので、替わりにサイクリングをしていく。サイクリングやジョギングは単調な作業になりがちで、持続する事が難しいが、スマホのアプリなどを活用すると、比較的楽しくモチベーションを保ちながら続けることができる。▼私が利用している「Strava」というアプリは、地図上で走行したコース、消費カロリー、撮影した写真の保存などが、日記のように記録する事ができる。ウォーキングなども同様のアプリがあるので、これから始める方も自身に合ったアプリで楽しく健康管理や肥満防止に取り組みではいかがでしょう。

サラリーマン川柳(痩せれない 体質ではない 食べている)(相手なく「ととのいませぬ」が二十年)(叱っても 褒めても変わらぬ わが娘)(結果見て まだまだ飲める 人間ドック)

職場の働き方を 変えていこう

36協定等を 点検・見直し

2019年4月1日からの改正労働基準法の施行に向けて、連合は「改正労働基準法等(時間外労働の上限規制、年次有給休暇等)のポイントと労働組合の取り組み」を確認しました。この「取り組み」のポイントを踏まえ、労働組合として法の遵守と、法を上回る取り組みを進めていきましょう。

2019年4月1日以前に適用されている協定は、経過措置として協定の有効期限(11年以内)は有効となります。

時間外労働や年次有給休暇に関する CHECK POINT

☐: 法定基準 / □: 法を上回る等の取り組み

36協定の締結 ①労働時間	
36協定を限度時間(月45時間、年360時間)以内で締結していますか	労働法 26条4項
締結にあたり、労使で以下の事項について協定していますか	労働法 36条2項の号
1) 時間外・休日労働が必要な具体的事由	労働法 36条2項の号
2) 時間外・休日労働を行う業務区分の細分化(業務範囲の明確化)	協定
やむを得ず限度時間を超える「特別条項」を締結する場合には、下記を確認していますか(以下全てを満たす必要があります。※要時特約)	労働法 36条5項
①36協定は特別条項等の特約の場合も年720時間以内で収めていますか	
②36協定は特別条項等の特約の場合も休日労働を含み毎月100時間未満に収めていますか	
③36協定は特別条項等の特約の場合も休日労働を含み毎月100時間未満に収めていますか	
④36協定は特別条項等の特約の場合も原則として月45時間の時間外労働を上回る同数は年6回以内で収めていますか	
特別条項の締結にあたり、休日労働を含めて720時間以内となるよう取り組んでいますか	適合
限度時間を超える場合の割増賃金率が法定を超える率となるよう取り組んでいますか	適合
特別条項を適用する場合でも、臨時的な特別の事情がなければ、限度時間を超えることができません。以下の事項を労使で定めていますか	労働法施行規則 17条4号
1) 具体的かつ臨時的な特別の事由	
2) 特別条項を適用する場合の手続き等(事前協議等のルール)	適合
新たな36協定では、法定の時間外労働に加え、任意で所定労働時間と所定の時間外労働を記載する形式となりました。36協定に所定の労働時間と時間外労働の時間数を記載していますか	適合
休日労働をできる限り少なくするよう使用者に求めていますか	適合
36協定の締結 ②健康福祉確保措置	
限度時間(月45時間、年360時間)を超えて働く労働者に対し、いずれかの健康福祉確保措置(医師の新規採用や事後療養の制度など)を選択し、36協定に定めていますか	労働法36条2項の号、労働法施行規則17条4号、協定
一つ以上選択した健康確保措置の、具体的内容を労使で協議・協定していますか	適合
適用猶予業務 適用除外業務	
職場が、適用猶予業務(建設事業、自動車運送業務、医師等)や適用除外業務(研修、研修事業の研修実施業務)である場合にも、限度時間を基本に上限時間を労使で協定していますか	適合

※「裏面に つく」

過半数労働組合

あなたの組合は過半数労働組合となっていますか

過半数労働組合の場合	労働組合に加入していない労働者の声を集約し、現場のすべての労働者の代表として行動していますか	適合
過半数労働組合になっていない場合	過半数労働組合は投票・選挙など民主的な方法で選ばれていますか	労働法施行規則 6条の2の号
	過半数労働組合へ立候補するとともに、組合の加入拡大に向けた取り組みを定めていますか	適合
	使用者は過半数労働者の事務が円滑に進行できるよう配慮(例えば金庫鍵や捺印、郵便のメールの使用許可等)をしていますか	労働法施行規則 6条の2の4項

中小企業の割増率適用猶予廃止

中小企業の場合、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を労使で協議し50%に引き上げていますが(2023年4月1日の法定義務)

適合

労働時間の客観的な把握・医師の面接指導

職場で管理監督者を含むすべての労働者の労働時間を客観的に把握していますか	労働法 66条の3
把握した労働時間の記録を作成し、三年間保存するための措置が行われていますか	労働法施行規則 52条の7の2第2項
時間外労働が80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者の申し出があった場合に、医師の面接指導を実施していますか	労働法施行規則 52条の2
時間外労働が月45時間を超え、疲労が蓄積している労働者への医師の面接指導実施について労使で協議していますか	適合

年次有給休暇の取得促進

各労働者の個別の年次有給休暇の取得状況を把握していますか	労働法施行規則 14条の7
職場で年次有給休暇管理簿が作成されていますか	労働法施行規則 17条の7
年次有給休暇管理簿の具体的な取り扱いについて労使で協議・協定していますか	適合
有休取得5日未満の労働者に対し、使用者が有休の時季指定を行い、5日以上の有休を取得するようにしていますか(5日:1日時季指定せず労働者自ら取得した有休含む)	労働法 35条7項
使用者の有給休暇の時季指定にあたり、労働者の意見を聴いていますか	労働法施行規則 12条の5
年次有給休暇100%取得をめざし、計画的付与などの方策を労使で協議していますか	適合

フレックスタイム制

フレックスタイム制の清算期間を延長する場合には、必要性や時間外労働のあり方について労使で協議していますか	適合
フレックスタイム制の清算期間の延長する場合には、割増賃金の支払い等を労使で協議し、協定を締結していますか	適合

勤務時間インターバル制度

使用者が前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努める責務について、職場の実態を踏まえ労使で協議していますか	労働時間短縮法 2条1項、適合
---	-----------------

他社との取引行情

使用者が著しく短い期間の設定及び発注の内容の頻繁な変更を行わない等に努める責務について、労使で協議していますか	労働時間短縮法 7条4項、適合
---	-----------------

※「Xがついた項目は、改善に向けて取り組もう！」

日本労働組合総連合会(連合) 連合なんでも労働相談ダイヤル 連合公式ホームページ
2019年1月 0120-154-052 https://www.jtuc-rengo.or.jp/

2019地域フォーラム

外国人労働者の現状と課題

…そして共生へ…

厚生労働省の発表によると平成29年10月末の日本の外国人労働者数は1,278,670人で、前年同期より18.0%増加しています。しかし、昨今外国人技能実習生を実質的に低賃金労働者として扱う不適正な受け入れ事業や、外国人労働者の権利が侵害されるなど、就労に関する問題が顕著化しています。また「出入国管理及び難民認定法」改正案が2018年12月8日に可決し、外国人労働者を取り巻く環境に注目が集まっている中、多くの企業が人手不足を訴える状況があり、新潟県でも外国人の受け入れが拡大していくことが予想されます。

外国人労働者にかかわる制度と現状の理解を深め、この先企業と労働組合がさまざまな課題にどう取り組んでいくかを考えてみませんか。

参加費 無料

2019年 3月23日(土) 13時30分～15時30分

会場 ▶NCホール
ホテルニューオータニ長岡内
〒940-0048 新潟県長岡市台町2丁目8番35号
TEL 0258-37-1111 (代表)

▶JR長岡駅東口より徒歩1分
車で会場の際は、お近くの有料駐車場をご利用ください

主催/日本労働組合総連合会新潟県連合会(連合新潟)
後援/新潟県、長岡市、新潟労働局、新潟県行政書士会、(一社)新潟県経営者協会、新潟県中小企業家団体中央会、新潟県中小企業家同友会、新潟日報社、(一社)新潟県労働者福祉協議会

基調講演
新潟県外国人材受入サポートセンター
管理責任者 国際行政書士 南 直人氏

パネルディスカッション
◆コーディネーター
連合新潟 会長 牧野 茂夫
◆パネリスト
◇群馬県 邑楽郡 大泉町 多文化協働課 ※現在調整中
◇有限会社 大道組 代表取締役 小山 正樹氏
◇富安事業協同組合 代表理事 関 朋生氏

申し込み 025-281-7555 新潟県中央区新光町6-2 連合新潟 TEL 025-281-7555 FAX 025-281-7556

2019地域フォーラム

『外国人労働者の現状と課題』 参加申込について

対象 どなたでも参加できます。

申込方法 電話またはFAX、メールで下記までお申し込みください。

1 電話	025-281-7555 (連合新潟) 受付時間/午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)
2 FAX	025-281-7556 (連合新潟) 受付時間/24時間0K(※記入し、そのままだて返信してください)
3 Eメール	info@niigata.jtuc-rengo.jp 受付時間/24時間0K(※住所は「フォーラム参加」で記載してください)

※いただいた個人情報は、フォーラムのためのみに使用し、他への使用はいたしません。

申込締切 2019年 3月15日(金)
※当日の参加も可能です。ただし、満席の場合は、お申し込みされた方を優先させていただきます。なお、連合新潟のホームページでも申込状況を随時お知らせします。

地域フォーラム参加申込

お名前	所属(関係機関の方のみ)	連絡先電話番号(一般の方のみ)

※なお、申込内容の個人情報保護法関係については、個人情報保護法に関する法律を遵守し、緊急時対応的な事由によるフォーラムの企画中止などにおける参加者の方への連絡のみに利用するものとします。また、第三者への提供はいたしません。

●お問い合わせ/連合新潟 ☎ 025-281-7555